

# 情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の 普及展開に関する請負

— 報告書（概要版） —

---

株式会社野村総合研究所  
コンサルティング事業本部  
社会システムコンサルティング部

2020年3月

**NRI**

*Share the Next Values!*



第1章 調査の概要	2
1.1 背景と目的	3
1.2 実施内容	4
第2章 情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組みに関する整理	5
2.1 自己評価基準の仕組みの検討	7
2.2 フォーマットの作成	25
2.3 管理運用体制の検討	27
2.4 ソフトウェアに係るニーズ調査	40
2.5 周知啓発の推進	46
2.6 今後の検討課題の整理	47
第3章 意見交換会の運営	49
3.1 開催に伴う事務	50
3.2 謝金・旅費等の支払い	51

# 第1章 調査の概要

---

### 1.1 背景と目的

- 総務省及び厚生労働省では、ICTの利活用により、高齢者や障害者を支援するとともに、男女協同参画や外国人との共生を実現し、誰もが豊かな人生を享受できる共生社会を構築すべく、ICT利活用による支援策や社会の意識改革・普及啓発策のあり方について、平成30年11月から「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し検討を行ってきた。
- 平成31年4月に、これまでの検討結果を踏まえ、「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」として取りまとめ公表されている。本報告では、デジタル活用共生社会の実現に向けたICTによる解決支援施策として、下記をあげているが、本調査研究は、「障害当事者参加型技術開発の推進」に示された内容をより具体化するための調査研究と位置づけられる。
  - デジタル活用支援員
  - 地域ICTクラブ
  - **障害当事者参加型技術開発の推進**
  - 情報（コミュニケーション）アクセシビリティの確保
  - テレワーク等の環境整備
  - 多言語対応・オープンデータの推進等
- 上記の経緯のもと実施される「情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の普及展開に関する請負」（以下、「本調査研究」という。）の背景と目的を以下に示す（仕様書より掲載）。
  - 誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現のためには、IoTやAI等の活用により実現される新しい社会インフラやサービス等の社会実装が必要となり、そのためには、ICT機器やサービスに誰もがアクセスできるよう、情報アクセシビリティの確保が必要である。
  - 本請負では、企業が、自社で開発するICT機器・サービスが情報アクセシビリティ基準を満たしているかどうかを自己評価する仕組み（以下、「日本版VPAT」という。）を導入するため、欧米のアクセシビリティ基準やJIS規格、各業界団体が過去に独自に策定した基準を踏まえた評価項目・基準の整理及び管理運用体制の検討、確立を行うことを目的とする。
- 本報告書は、本調査研究を受託した株式会社野村総合研究所（以下、「NRI」という。）が作成したものである。

## 第1章 調査の概要

### 1.2 実施内容

- 本調査研究では、情報流通振興課（以下、主管課）の指示の下、以下の項目を実施し、結果を報告書に取りまとめた。

図表 本調査研究の実施内容

実施項目	実施内容
第2章 情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組みに関する整理	<p>自社で開発するICT機器・サービスが情報アクセシビリティ基準を満たしているかどうかを自己評価する仕組みに係る検討を行った。</p> <p><b>2.1 自己評価基準の仕組みの検討</b> 障害者団体との意見交換会を通じて、自己評価基準の様式（「資料1   ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式」「資料2   様式作成時の技術基準」）に係る実用性のある修正内容の検討を行った。</p> <p><b>2.2 フォーマットの作成</b> 協力企業において実際にサンプルを作成し、必要な修正内容の検討を行った。</p> <p><b>2.3 管理運用体制の検討</b> 来年度以降の管理運用体制の検討に向けて、米国におけるVPATの運用実態調査や、地方公共団体へのヒアリング調査を行った。</p> <p><b>2.4 ソフトウェアに係るニーズ調査</b> 一般市場向け製品を展開する企業に対して、情報アクセシビリティに係る取り組みや、日本版VPATの適用可能性に係るヒアリング調査を行った。</p> <p><b>2.5 周知啓発の推進</b> 日本版VPATに係る周知啓発のためシンポジウムを開催した。</p> <p><b>2.6 今後の検討事項の整理</b> 上記調査等を踏まえ、来年度以降の主な検討課題の整理を行った。</p>
第3章 意見交換会の運営	<p>アクセシビリティに関する有識者及び事業者団体等の協力を得て検討会を運営した。</p> <p><b>3.1 開催に伴う事務</b> 第2章に関する調査の進捗報告及び調査結果を踏まえた検討を行った。意見交換会の開催にあたり、意見交換会に提出する資料を主管課に提出し確認を仰ぐと共に、開催後に会議議事録を主管課に提出した。</p> <p><b>3.2 謝金・旅費の支払い</b> 会議に出席した有識者及び団体等に対して、必要に応じて謝金及び往復旅費を支払った。</p>

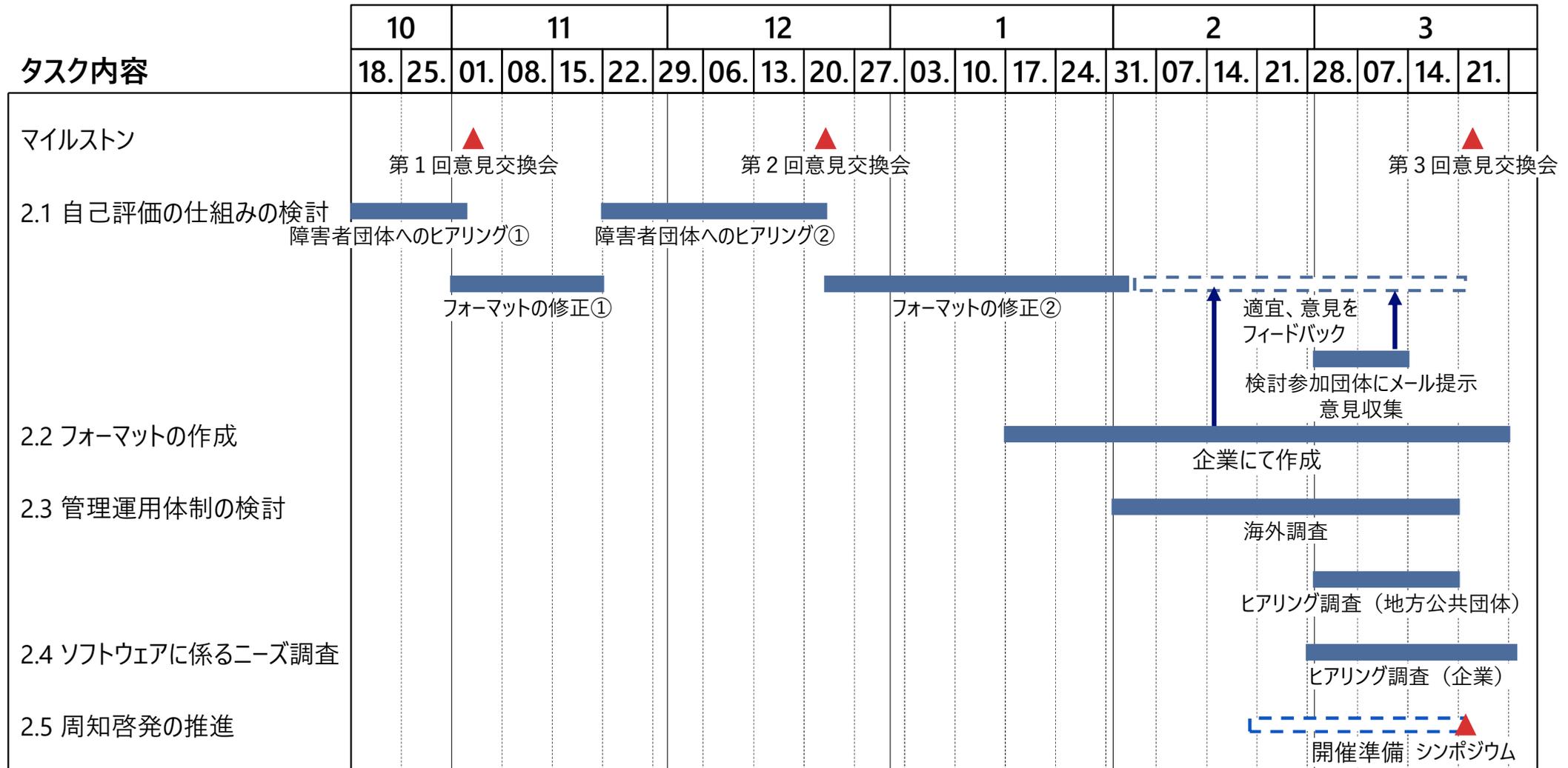
## 第2章 情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の 仕組みに関する整理

---

## 第2章 情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組みに関する整理 実施スケジュール

- 本調査の実実施スケジュールを以下に示す。

図表 スケジュール



## 2.1 自己評価基準の仕組みの検討

### 調査の目的

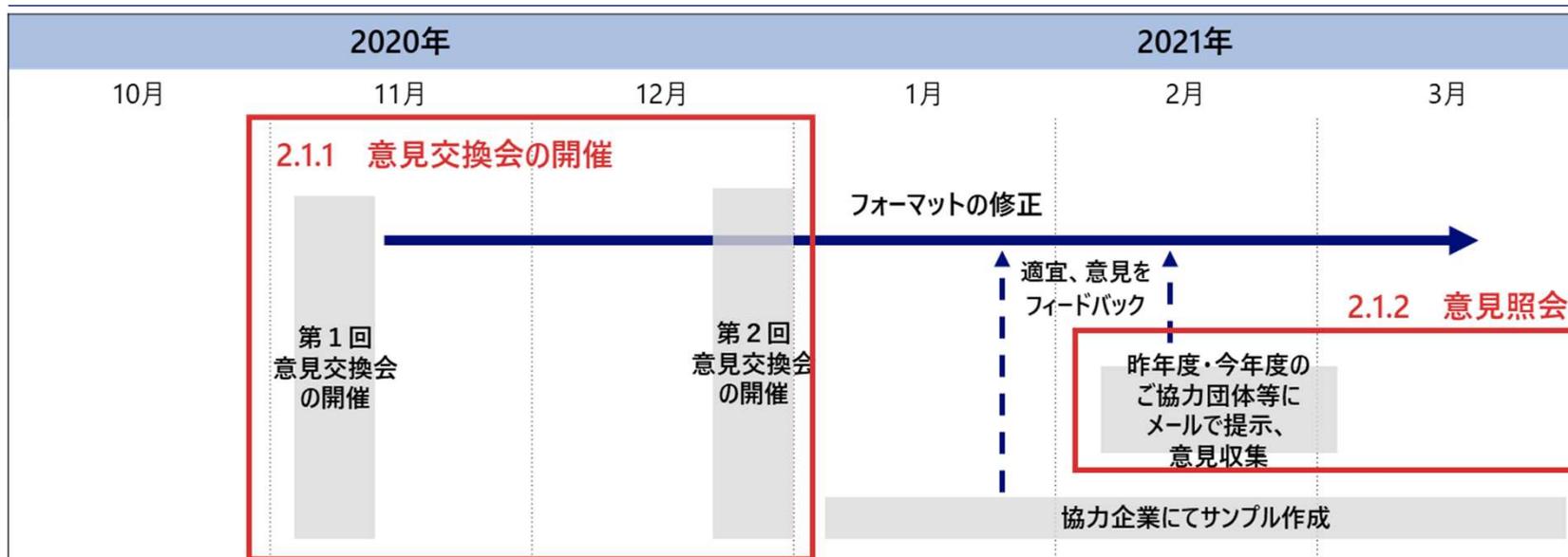
#### (1) 調査目的

- 情報アクセシビリティの適合基準に関する自己評価のフォーマットについて、昨年度調査の残検討事項を踏まえ、より実用性を高めるための検討を行う。

#### (2) 進め方

- 本調査研究では2回の意見交換会を経て、フォーマットをブラッシュアップした。
  - ・ フォーマット：
    - ✓ 資料1 | ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式
    - ✓ 資料2 | 様式作成時の技術基準
- また、日本版VPATの趣旨や作成方法を記した「資料3 | 日本版VPATの作成に向けて」を作成した。
- 協力企業において、実際の製品についてのサンプルを作成いただき、必要な修正を行った。

図表 自己評価基準の仕組みの検討 進め方



## 2.1 自己評価基準の仕組みの検討 2.1.1 意見交換会の開催

### 意見交換会の開催概要

#### ■ 意見交換会の開催

- 昨年度の残検討項目について、障害者団体と意見交換会を2回開催し、実用性のある修正内容の検討を行った。
- なお、意見交換会に先立ち各団体に対して個別にヒアリングを行い、事前に意見の吸い上げを行った。

#### ■ 参加者

##### 障害者団体

意見交換会①	意見交換会②
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国盲ろう者協会</li> <li>● 全国難聴者・中途失聴者団体連合会</li> <li>● 全日本ろうあ連盟</li> <li>● 日本視覚障害者団体連合</li> <li>● 日本身体障害者団体連合会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本障害者リハビリテーション協会</li> <li>● 日本障害者協議会</li> <li>● 日本てんかん協会</li> </ul>

##### 有識者・オブザーバ

###### <有識者>

- 東洋大学 山田肇
- 早稲田大学 倉片 憲治
- テクノエイド協会 五島 清国

###### <オブザーバ>

- 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室
- 内閣官房 IT総合戦略室
- 経済産業省 商務情報政策局 情報産業課

#### ■ 意見交換会 論点

項目		論点
自己評価様式	配慮対象アクセス	● 当事者が使用する観点でより分かりやすいものとするために必要な工夫はあるか
	評価結果	● 当事者が使用する観点でより分かりやすいものとするために必要な工夫はあるか
	概要欄	● 概要欄に記載する観点（出来ること／出来ないこと等）
	サポート対応	● 当事者の観点で、サポート対応として記載があると便利な事項はあるか

## 論点1：自己評価様式＜配慮対象アクセス＞について

- 今年度意見交換会の論点：当事者が使用する観点でより分かりやすいものとするために必要な工夫はあるか
  - 配慮対象アクセスの項目についてより分かりにくいものとするために必要な工夫はあるか
  - 様々な障害種別・程度がある中で対象とするもの・対象外とするものの合理的な整理は可能か
  - 「光感性てんかん」や「プライバシー」を項目として入れるか

項目		団体からの意見	有識者からの意見
和訳方法	「聴覚」 「聴力」	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「聴覚」「聴力」の違いは企業では判断できないと思う。例えば「聴覚機能を必要としないアクセス」「聴力を必要としないアクセス」とすれば分かりやすい。（全日本ろうあ連盟 小椋）</li> <li>• 機器のサポートが必要な場合と、機器のサポートがあっても聞き取れない場合（脳の機能によるもの等）がある。そのため機器に言及した書き方はふさわしくない。「聞こえにくさ（理解のしづらさ）をかかえている方」との記載のほうがよい。（全難聴 小川）</li> <li>• 同じ意見である。「聞こえにくさ」との表現の方がふさわしい。（全日本ろうあ連盟 小椋）</li> <li>• 思い付きにはなるが、視覚障害は「全盲」「弱視」との切り口がよい。また聴覚についても「全ろう」「難聴」との切り方がわかりやすい。（盲ろう者協会 橋間）</li> </ul>	－（特に意見はなかった）
	「視覚」 「視力」	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 視覚のなかに視力や視野、色覚等があることになるので、「見えにくさに不便を感じる」との記載のほうが良い。（日視連 三宅）</li> </ul>	－（特に意見はなかった）
表記する上での工夫		－（特に意見はなかった）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 配慮対象アクセスの項目はもとは欧州アクセシビリティ法（EAA）から検討を出発しているが、EAAでは項目のあとに規定が書かれている。例えば「視力なしでの使用」については「製品サービスは視覚的操作が必要な場面において、視力を必要としないモードが一つ用意されていること」と説明がある。評価様式の横に、規定の部分をきちんと補足説明すれば良いと思う。（東洋大学 山田）</li> </ul>

論点 1 : 自己評価様式 < 配慮対象アクセス > について

項目	団体からの意見	有識者からの意見
「光感性発作」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>「てんかん」や「発作」という言葉で書くよりは、「光の刺激によって具合が悪くなる方」や「なんらかの症状が出る人はこう言うところに注意してください」という書き方のほうが多くの方々には理解が早いのかと考える。（てんかん協会・田所）</li> <li>特定の疾患で書くと、てんかんの人が全部、光刺激に関係するのではないかということが誤解され、患者にとっては、本来使用したいことが利用できなかったりとかいうところがある。この点を十分配慮された形で記載いただきたい。（てんかん協会・岡本）</li> <li>日本てんかん学会では、正式に「光感受性発作」に関するガイドラインを作成しているため、学術的な用語としては「光感受性」に統一したほうが良い。（てんかん協会・田所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分かる方にとっては、漠然と言葉で書かれると、何を指してるかが分かりにくくなる。ほかの項目で「難聴」とか「弱視」とか括弧で書かれているように、ズバリ言うとそのことであるとわかるように、専門用語も併記しておいたらどうか。（倉片）</li> <li>「光の点滅による症状の最小化（光感受性発作）」というような形で表現すれば、意図が伝わりやすいし、正式な用語も使われてるということになると思う。（山田）</li> </ul>

## 論点 2：自己評価様式＜評価結果＞について

- 今年度意見交換会の論点：当事者が使用する観点でより分かりやすいものとするために必要な工夫はあるか

項目	団体からの意見	有識者からの意見
部分対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>「部分対応」の意味が分からない。昨年度の議論では【対応しない部分がある】と解釈しえるが、それは未対応と解釈しえる。（全日本ろうあ連盟 小椋）</li> <li>「部分的対応」はあってもよい。どこが対応していて、どこが未対応なのかが分かったほうがよい。（日視連 三宅）</li> <li>「部分的対応」はあってもよい。例えばホテルでフロントから呼び出しがあった場合に、ストロボではっきりと示してもらいたいのにLEDの小さな明かりでのみ示される場合がある。この場合でも企業としては「対応している」となるのだろうと思う。（全難聴 小川）</li> <li>区分自体は問題ない。何ができないかが分かると良い。（日身連 佐藤）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者は出来ないことを知りたいと思うが、メーカーが出来ないことを全て列挙するのは難しいかもしれない。（早稲田大学 倉片）</li> <li>「部分的対応」は残しておいた方がよい。一方で、明確な「対応」の目安がないと企業側として対応が難しい。配慮対象アクセスをEAAにおいたうえで、障害の程度や基準、使用される環境をいかに書くか。（テクノエイド協会 五島）</li> </ul>
適用対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料5において「適用対象外」となっている一方で評価結果欄には「問題なく操作が行えます」となっている。ユーザからすると分かりにくい。また「モードUI」との記載があるが、専門的な言葉が分からず自分が使えるのか判断ができない。例えば写真が掲載されていると分かりやすい。（全日本ろうあ連盟 兵頭）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「適用対象外」だが「問題なく操作が行えます」とは、おそらくコピー機は音を必要としない方も使えるとの意味合いであろう。ただ分かりにくい表記になってしまっている。（東洋大学 山田）</li> </ul>
未対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>－（特に意見はなかった）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「未対応」とすると、これから対応する余地があるとみえるため、不対応や非対応といった表現がふさわしいのではないか。（総務省 村瀬）</li> </ul>

論点2：自己評価様式＜評価結果＞について

項目	団体からの意見	有識者からの意見
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JISのアクセシビリティは項目が非常に多く、100%対応しているというのが考えられない。また部分的に対応しているというの、8分の1なのか、10分の8なのかによっても、ずいぶん受け止め方が違う。4択ではなくて、少し違う表記の仕方みたいなものが考えられないか。（日本障害者協議会・伊藤）</li> <li>• 将来、もし改定する可能性があるのであれば、99%対応でも、1%対応でも、部分的に対応ってということになると、やはり評価しにくいと思う。もう少しランクを分けたほうが良いのではないか。（リハ協・寺島）</li> <li>• 日本は日本なりにもう少しきめ細かく評価をして、将来的には日本の良さを生かした形に発展していけばいいかと思う。（リハ協・村上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自己評価であることが前提。また結局はそれはなにがしの指標を設けて、どこに該当するかを明確化していかないと、それが果たしてそのサービスの利用とか選択に適してるのかどうかっていうところが、非常に難しい。（テクノエイド協会 五島）</li> <li>• たとえば10分の8で落ちた2項の中に、どうしてもその人にとっては致命的に使いたい機能がある場合もあるので、この概要表だけでは不十分で、実際にはJIS規格、JASとか等々との詳細な箇条、それぞれの規格の箇条について対応してるかどうか対応してないというチェックリストを、さらにその先には見ていく必要があると。利用者としてはそういうことを最終的には強いられるわけだが、当然のことながらそれに関わる情報も提供されまると、必要があればチェックできるので、それでまずは済ますのでいいのではないか。（東洋大学 山田）</li> <li>• また、数値基準がある場合には、数値基準を使ったほうがいい。例えば光感受性発作については光の点滅が何ヘルツ以下であってはならない、と規格の中にも書かれている。そういう数値基準があるものは数値基準に従って、メーカー側も対応のチェックをしてくれるので、より正確に利用者にとってはわかりやすい情報提供になるのではないか。（東洋大学 山田）</li> <li>• 全部が丸になって対応できるってということになると、高機能高価格ということで、ある障害者にとっては必要ないものになる可能性もあ。すべての対応したものを作ってください、ということではないと思う。いたずらに高機能で高価格のものを促すってというものにはならないようにしておいたほうがいいと思う。（テクノエイド協会 五島）</li> </ul>

## 2.1 自己評価基準の仕組みの検討 2.1.1 意見交換会の開催

### 論点3：自己評価様式＜概要欄＞について

- 今年度意見交換会の論点：概要欄に記載する観点（出来ること／出来ないこと等）

項目	団体からの意見	有識者からの意見
記載する観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容として「こういう場合は使える／使えない」とあると分かりやすい。（盲ろう者連盟 橋間）</li> <li>「対応」「部分対応」「対象外」「未対応」と概要欄の記載内容が分かりにくい。当事者としては、どういった音声ガイドがあるのか、どこまでサポートしているものなのか（状態のみガイド、操作についてもガイド）といったことが気になる。（日視連 三宅）</li> <li>「対応できること」だけでなく、対応できないことを書いてもらいたい。（全日本ろうあ連盟 小椋）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者は出来ないことを知りたいと思うが、メーカーが出来ないことを全て列挙するのは難しいかもしれない。（早稲田大学 倉片）</li> </ul>
前提として整理すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>－（特に意見はなかった）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確な「対応」の目安がないと企業側として対応が難しい。配慮対象アクセスをEAAにおいたうえで、障害の程度や基準、使用される環境をいかに書くか。（テクノエイド協会 五島）</li> <li>製品の主な対象者（適用範囲）を明確にしてもらうと良いのではないか。基本的に前提をおくことで概要欄に記載すべき事項を絞ることができる。JISは工業規格であるため、ハード面に重点をおいている。全てクリアするのは難しく、より他製品と差別化する点や禁忌事項を明記していくと分かりやすい。（テクノエイド協会 五島）</li> <li>例えばオフィスの複合機について、車いすの人は車いすがアプローチできる場所になれば使えない。また5の番号がどこか分からないと視覚障害者は使えない。一方で、キッズ携帯のようなものは子どもが使えれば良い。つまり、製品が汎用的な製品なのか、一人ひとりがパーソナルなものとして使う（自分が使えれば他の人は使えなくてもよい）のか、使い分けがあるといいのではないか。（東洋大学 山田）</li> </ul>

論点3：自己評価様式＜概要欄＞について

項目	団体からの意見	有識者からの意見
概要欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アピールポイントのようなものはどこかに記載できるのか。（リハ協・寺島）</li> <li>• マイナスな評価を記載するものではないことが分かるようにした方が良い。（日本障害者協議会・伊藤）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アピールポイントを概要欄に記載することが企業にとってはマーケティングになるので、特に指示をしなくても書くのではないかと思う。アピールポイントを記載させる箇所があった方がいいというのは当然だが、自発的に記載してくれると信じている。（東洋大学 山田）</li> </ul>
免責事項	<p>－（特に意見はなかった）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 機能性能のところの概要のところ、支援技術との接続に関して確認をした事項（東洋大学 山田）</li> <li>• トラブルへの対応は対象外とする旨の記載があるが、どのように理解すればよいか。（早稲田大学 倉片）</li> </ul>

## 論点4：自己評価様式＜サポート対応＞について

- 今年度意見交換会の論点：  
当事者の観点で、サポート対応として記載があると便利な事項はあるか（問合せ先の電話番号、メールアドレス、問合せ先URL、マニュアルの有無、チャットボットなど）

項目	団体からの意見	有識者からの意見
サポート対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 使い方について知るための情報があると良い。例えば視覚障害者にとっては、取扱い説明書がマシンリーダブルなPDFになっているか、拡大文字に対応しているか、音声認識機能があるか等が分かるだけでも役立つ。（日視連 三宅）</li> </ul>	－（特に意見はなかった）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FAX番号も連絡先にいれてもらいたい。重度の聴覚障害者はFAXが有用なツールである。（全難聴 小川）</li> <li>• FAXについて同じ意見である。また、例えばパソコンを使う場合にトラブルが発生するとURLを通じて連絡するものの、回答がニーズとずれていることがある。その場合に写真を添付して説明できるようなものがあると便利である。（全日本ろうあ連盟 小椋）</li> </ul>	－（特に意見はなかった）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• URLは入力が大変なため、QRコードがあると便利である。（全難聴 小川、日身連 佐藤）</li> </ul>	－（特に意見はなかった）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 連絡手段は多いほどよい。最近はHPにメールアドレスすら記載されず、投稿フォームで入力しなければならないものが増えており、対応しにくい。（盲ろう者協会 橋間）</li> <li>• 企業によってはホームページで手話窓口が設置されている。手話対応可能な窓口があるかも分かるとよい。（全日本ろうあ連盟 兵頭）</li> </ul>	－（特に意見はなかった）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出張指導についても選択肢として明記されると、現時点で行っていないくても、そういうこともやってもいいのかな、とか、あるいは、やることを望まれているのかなと業者の方に理解していただけるのではないかと。（リハ協・寺島）</li> </ul>	－（特に意見はなかった）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特に高齢者の方や読み書き障害がある方、知能に障害がある方も含めて、わかりやすい、読みやすいサポート、取扱い説明書というも評価の対象に入れていただきたい。（リハ協・村上）</li> </ul>	－（特に意見はなかった）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 状態、障害や病気の症状といっても、個別で違うので、実は画面上の細かな点滅で刺激を受けるという方も中にはいらっしゃる。一方で企業側がそれに気付かないときに、企業にもフィードバックできるような取り組みをしている場合にサポート対応として書いてもらえるとより良い。（てんかん協会・田所）</li> </ul>	－（特に意見はなかった）

## その他意見

項目	団体からの意見	有識者からの意見
運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用に関して、読み書き障害といった機能的な障害も考えられるため、将来的にはそういった障がいへの配慮も検討いただきたい。（リハ協・村上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データベース化をするということが必要である。データベース化した場合には、きちんと意味の通るような順番に読み上げるということも意識して、データベースを作っていく必要があると思う。（東洋大学 山田）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際にこのVPATを各企業が作っていく上で、どうやって各社の質の統一性を図るかっていうのは、とても重要なポイント。まずこのVPATを書く人たちの質をどうやって、ある程度のレベルまで引き上げるのか。（伊藤）</li> </ul>	<p>－（特に意見はなかった）</p>
	<p>－（特に意見はなかった）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善提案のような形でフィードバック（記載内容のブラッシュアップを求めるような声）が集められる仕組みがあると、徐々にいい方向に向かって行くのではないか。（東洋大学 山田）</li> </ul>
前提の整理	<p>－（特に意見はなかった）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「当事者」に注記をして、障害者本人だけではなくて、支援者や雇用主も活用できるものと整理した方がよい。（テクノエイド協会 五島）</li> </ul>
	<p>－（特に意見はなかった）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者が使用する観点で、想定する当事者の程度、範囲を明記した方がよい。（テクノエイド協会 五島）</li> <li>今作成しているものは、米国の508条技術基準に対応した、サマリー部分に相当し、欧州アクセシビリティ法の要求条件にもほぼ対応している。アメリカも欧州も視覚障害であるとか聴覚障害であるとか、肢体不自由であるとかの対応を最優先にしている状況であるため、まずはそこで作るということで足並みをそろえている。ただ、将来的に、バージョンアップされていくときには、たとえば認知系の障害であるとか等々も加えて、欄を追加していくというようなことが良いのではないか。今さしあたりは欧米と足並みをそろえて、第二波、段三波に改善するときには範囲を広げるというふう考えたほうがよい。（東洋大学 山田）</li> </ul>
その他	<p>－（特に意見はなかった）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この評価シートが最終的に活性化して、どんどん使われていくために、更新の日付やバージョンの日付が記載できると良い。（テクノエイド協会 五島）</li> </ul>
	<p>－（特に意見はなかった）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は型番で変えていくので、型番の欄を設けた方がよい。（テクノエイド協会 五島）</li> </ul>

## 2.1 自己評価基準の仕組みの検討 2.1.2 意見照会

### 昨年度・今年度の協力団体等からの意見

- 第2回意見交換会の意見踏まえてブラッシュアップを行ったバージョンにて、昨年度及び今年度の協力団体にメールで展開をし、意見の収集を行った。
- 資料1（自己評価様式）についてのコメント：

no	団体等	質問・意見	対応
1	JISA	「評価結果」欄はプルダウンで選べるようになっているとよい。	【対応済み】 プルダウンを追加
2	倉片先生	「視力なしでの使用」 → 修正案「 <b>視覚</b> なしでの使用」 <b>理由</b> ：「視力」は，“見えている”ことを前提として、その能力の程度を表す言葉かと思えます。全盲（全く見えない）のであれば、「視覚なし」「視覚を必要としない」と書いた方が正確かもしれません。	【ペンディング】 第1回意見交換会において言葉の使い方の議論があった。 □ 主な意見： 「視覚のなかに視力や視野、色覚等がある（日視連）」
3	倉片先生	「限られた視力での使用（弱視）」 → 修正案「限られた <b>視覚能力</b> での使用（弱視， <b>ロービジョン</b> ）」 <b>理由</b> ：「視力」は、狭義には“小さなものを見分ける能力”を指しますが、ここでは視感度や視野といった、さまざまな能力が関わってくるかと思えます。ので、広く捉えて、また他の項目の表現と揃えて「視覚能力」としてはいかがでしょうか？	「視覚のなかに視力や視野、色覚等がある（日視連）」  →色覚が別項目であること、また障害者団体から特段の意見が無かったことから「視力」との言葉とした。
4	倉片先生	「限られた視力での使用（弱視）」 → 修正案「限られた <b>視覚能力</b> での使用（弱視， <b>ロービジョン</b> ）」 <b>理由</b> ：「弱視」と似た語で、「ロービジョン」という用語もあります。指す症状は多少異なるようですので、並記しておいた方が良いかもしれません。	【対応済み】 言葉を追加

## 昨年度・今年度の協力団体等からの意見

■ 資料1（自己評価様式）についてのコメント：続き

no	団体等	質問・意見	対応
5	倉片先生	<p>「聴力なしでの使用」 →修正案「<b>視覚</b>なしでの使用」                      「限られた聴力での使用」 →修正案「限られた<b>聴覚能力</b>での使用」  <b>理由</b>：「視力」の場合と同様、全く聞こえないのであれば、「聴覚なし」「聴覚を必要としない」とした方が良いかもしれません。また、2点目も「聴力」よりも「聴覚能力」の方が良いでしょうか。</p>	<p><b>【ペンディング】</b>                      第1回意見交換会において言葉の使い方の議論があった。  <b>□ 主な意見</b>：                      「「聴覚」「聴力」の違いは企業では判断できないと思う。例えば「聴覚機能を必要としないアクセス」「聴力を必要としないアクセス」とすれば分かりやすい。（ろうあ連盟）」                       →障害者団体から特段の意見が無かったことから「聴力」との言葉とする。</p>
6	倉片先生	<p>「製品が視覚的な操作モードで提供される場合、光感受性発作を引き起こさないような配慮がなされているか」                      →修正案「製品が視覚的な操作モードで提供される場合、光感受性発作の<b>リスクを最小化する</b>ような配慮がなされているか」  <b>理由</b>：発作を「引き起こさない」と言い切ってしまうとよいものか、少々心配に思われます。参照していらっしゃる米国508条では、訴訟に持ち込まれた場合に備えて（？）、「リスクを最小化する」と慎重に書かれているように読めるのですが。</p>	<p><b>【対応済み】</b>                      説明文を修正</p>
7	倉片先生	<p>米国508条には、さらに「限られた認知能力での使用」の項目がありますが、それは敢えて外されましたでしょうか？（それならそれで結構ですが。）                      障害者雇用促進法では知的障害も対象ですし、軽度認知症を患う高齢者も製品を使用するでしょうし、日本語を解さない外国人居住者等には多言語対応も必要かと思われ                      ますが…。</p>	<p><b>【ペンディング】</b>                      今回（スモールスタートの段階）では認知を対象外とすることとしたため、反映しない。今後の検討課題とする。</p>

## 2.1 自己評価基準の仕組みの検討 2.1.2 意見照会

### 昨年度・今年度の協力団体等からの意見

#### ■ 資料1（自己評価様式）についてのコメント：続き

no	団体等	質問・意見	対応
8	倉片先生	「製品の取扱い説明書」 → 修正案「製品の取扱説明書」	【対応済み】 誤字を修正
9	JISA	対象は機器のみではないのに、見出しが機器を前提にしているように思えます。 会社名→提供者 製品名称→評価対象 型番・製品概要→評価対象情報 など、汎用性のある見出しにする必要があるのではないのでしょうか？	【対応済み】 <ul style="list-style-type: none"> <li>会社名→「企業・団体名」</li> <li>製品名称→「ICT機器・サービス名称」に修正</li> <li>型番→「※型番がない場合は「型番」欄は記載不要」としている所以对応不要</li> <li>製品概要→「ICT機器・サービス概要」</li> </ul>
10	JISA	画像の代替情報が必要です（製品概要がそれにあたるという認識でしょうか）	【対応済み】 製品概要が該当する。あくまで画像は補助情報である。
11	JISA	昨年度検討会において、「部分的に対応している」ことより、「どういったことができないのか」の情報の提供が重要である旨コメントをした認識ですが、その点は改良されなかったのでしょうか？	【ペンディング】 対応していない機能についての記載があればよいが、そもそも記載することが難しいとの意見があった。ただし、記載を拒むものではないので、資料3の説明文にて「対応していない機能」も明示する。
12	JISA	「代替手段などが提供されている場合は、その旨を記載」という点をここに明記したほうがよいのではないかと（対応していないとしても、代替手段を講じるという方法もあるということを意識させるために）	【対応済み】 資料3の説明文に追加する

#### ■ 資料2（技術基準）についてのコメント：

no	団体等	質問・意見	対応
1	JISA	「評価」欄は資料3のP6に「○」「×」「-（対象外）」で記載とあるので、プルダウンでいずれかを選べるようになってほしい。	【対応済み】 プルダウンを追加
2	JISA	「様式作成時の技術基準」この名称では、チェック結果が確認できるドキュメントであることが、わかりにくいのではないかと思います。「様式作成時の技術基準に対する適用確認結果」等、このドキュメントで利用者が確認できる内容が分かる名称にした方がよいと思います	【ペンディング】 今年度は対応せず、意見があったことを記録しておく。

## 2.1 自己評価基準の仕組みの検討 2.1.2 意見照会

# 昨年度・今年度の協力団体等からの意見

- 資料3（作成手順書）についてのコメント：
  - 資料内の説明や文言について

no	団体等	質問・意見	対応
1	JEITA	「各企業等が自社のICT機器・サービスについてアクセシビリティ確保の状況を自己評価した結果を公表し、企業・公的機関や当事者が選択する際の参考としていただく仕組みです。」(p3) → 日本版VPATは、企業・公的機関向けのB2B製品だけでなく、B2C製品もカバーするというようにも解釈できる表現になっていると考えます。日本版VPATの運用スコープを明記して頂ければと思います。	【対応済み】 No3にて対応
2	JISA	VPATはアメリカでは商標登録されていますが、日本では使っても特には問題ないでしょうか？ (J-Plat-Patで検索した限りでは、日本での同じ用途での商標登録はなさそうでしたが、念のため。)	【ペンディング】 通称との扱いにはなるが、指摘については報告書に記録を残す。
3	JISA	「各企業が自社の」とあるが、機器やサービスの提供元が日本版VPAで公開する内容に対して責任を持つという、責任の所在を明確にする意味でも、「各企業・公共機関等が、自身が提供するICT機器・サービスに・・・」等の記載の方が、適切ではないでしょうか	【対応済み】 説明文を修正
4	JISA	図表「日本版VPATの活用により目指す社会」について、「ソフトウェア」に「Webサイト」「情報システム」なども含まれているイメージでしょうか？ 限定的になっていないか、少し気になりました	【対応済み】 説明文に追加
5	JISA	企業と限定しない方がよいです。(ICT機器やサービスの) 提供者が、責任を負うことに誤認がないような表記とする必要があると思います。また、作成するのが委託を受けた企業であったとしても、あくまでも作成責任はサービス等提供者にあることが分かるようにした方がよい。	
6	JISA	「ICT機器・サービスの情報アクセシビリティ適用に係る概要情報を記載します。」は記載ではなく「公開」ではないでしょうか？	
7	JISA	「各企業においてICT機器・サービス別に作成します。」⇒「評価を実施する技術基準選択し、提供状況の評価結果を作成」と記載したほうが、何を作成するのが分かりやすいのではないのでしょうか？	【対応済み】 説明文を修正
8	JISA	「自社製品から、」の記載について、製品に限定した記載にしない方がよいと思います。(この部分の文言は必要ないのではないかと思います。)	
9	JISA	「これら規格への対応を整理している企業においてのみ利用とし、それ以外の企業はパターン①を技術基準として用いてください。」の記載について、「ICT機器・サービスに対してのみ」の方が、正確な記載だと思います	

## 2.1 自己評価基準の仕組みの検討 2.1.2 意見照会

### 昨年度・今年度の協力団体等からの意見

- 資料3（作成手順書）についてのコメント：続き
  - 資料内の説明や文言について

no	団体等	質問・意見	対応
10	JISA	「作成した技術基準に沿って、自己評価様式を作成します。」の記載について、「選択した技術標準について実施した評価結果に基づいて」ではないか？	【対応済み】 説明文を修正
11	JISA	「「○」「×」「－（対象外）」で記載します。」について、記号に対する凡例がないです	【対応済み】 凡例を追加。
12	JISA	利用者は技術基準を見て、何ができて何ができないかの具体的な情報を得るので、×の場合、具体的なできないことは何か、全くできないのか、一部対応できていないのか、などの情報を記載するように、本表を作成する者にアドバイスしたほうがよいと思います。	<p>【ペンディング】</p> <p>技術基準の項目は、項目によって粒度が異なる（具体的な数値と合わせて基準が示されているものもあれば、粗い表記もある。）。また、技術基準の項目数に対して「何ができないのか」を示させるには、企業側の負荷も考慮する必要がある。</p> <p>→今年度の対応としては、「備考欄」を設け、例外事例や企業側が説明しておきたい事項はこちらに記載してもらう。 意見については記録しておく。</p>
13	JISA	黒丸がついている箇所が、配慮が必要な対象である旨の説明が漏れています	【対応済み】 説明文に追加

## 昨年度・今年度の協力団体等からの意見

- 資料3（作成手順書）についてのコメント：続き
  - 技術基準について

no	団体等	質問・意見	対応
1	JEITA	パターン②、③ (B,C) の利用を制限する記述になっているのでこれを修正して、「どのパターンを使うか？は企業で判断してよい」などの記載にすべきです。	【ペンディング】 JISを技術基準として用いることで、昨年・今年度に議論・合意済みであるため反映しない。
2	JEITA	日本版VPATの対応をきっかけに、米国やEUの基準で評価するというケースも考えられるため、パターン②、③ (B,C) の利用を制限する現在の記述は混乱を招くだけだと考えます。	
3	JEITA	JIS x8341での評価を推奨して、Section 508やEN 301 549の利用を制限する意図があるのであれば（基本的にその意図には反対ですが）、その合理的理由を明記して頂くようお願いいたします。B, C の利用を制限する記載は削除すべき。	
4	JISA	この表のアクセシビリティ担保については、検討されていますでしょうか？ 空欄があると、読み上げに問題がないでしょうか？ 評価対象アクセス部分の情報は、読み上げは意識しないでよいですか？ 当事者団体の方には、どのようがご意見でしたでしょうか？（問題ないのであればよいのですが） 情報公開する際はEXCELで公開するのでしょうか？	【ペンディング】 次年度の検討課題とする。

## 昨年度・今年度の協力団体等からの意見

- 資料3（作成手順書）についてのコメント：続き
  - 書き方について

no	団体等	質問・意見	対応
1	JEITA	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 免責事項にどんな項目を記載するか？は企業側の判断でよいのか？</li> <li>• VPATの運用をイメージした際に、そもそもどのようなケースを想定して免責事項を記載する必要があるのか？</li> </ul>	<p><b>【ペンディング】</b> 免責事項の記載内容は企業の判断でよい。 2点目については運用が明確になったのちに検討する。</p>
2	JEITA	Table A-5に「色知覚なしでの使用」に該当する項目がないことから、米国リハビリテーション法 508条を技術基準に選ぶ場合は、「色知覚なしでの使用」に関しては空欄のままでよいのか？	<p><b>【対応済み】</b> 説明文にその旨がわかるように記載</p>
3	JEITA	Table A-5のMotorが「限られた器用さ又は力での使用」「限られた手の届く範囲での使用」双方に該当することから、米国リハビリテーション法 508条を技術基準に選ぶ場合は、「限られた器用さ又は力での使用」「限られた手の届く範囲での使用」に同じ内容を記載すればよいという理解で良いか？	<p><b>【対応済み】</b> 説明文にその旨がわかるように記載</p>
4	JEITA	米国B リハビリテーション法508条を用いる場合において、「ドキュメントとサポートサービス」に関する記載が無いが、それはどういうことか？	<p><b>【対応済み】</b> 508条を用いる場合は、米国VPATのフォーマットにおいて本項目の記載があるため、それを転記する認識。 説明文にその旨がわかるように記載</p>

## 2.1 自己評価基準の仕組みの検討 2.1.2 意見照会

### 昨年度・今年度の協力団体等からの意見

- 資料3（作成手順書）についてのコメント：続き
  - 日本版VPATの公開について

no	団体等	質問・意見	対応
1	JEITA	「情報アクセシビリティ支援ナビ」での公開について言及されているが、「情報アクセシビリティ支援ナビへの情報提供に関するお願い」の説明資料にある情報掲載イメージと日本版VPATのスキームが異なるため混乱する。日本版VPATの運用イメージを詳細に記載してほしい。	【ペンディング】 今後の運用の整備において、検討を行う。
2	JEITA	「情報アクセシビリティ支援ナビへの情報提供に関するお願い」の中では技術基準ベースでの評価が必要な点については記載がない、また、情報掲載イメージが日本版VPATと大きく異なっている。(免責事項欄がない等)	
3	JISA	公開を実施する際に、その結果自体がアクセシビリティを確保した情報提供になっていることは必須である旨、きちんと明記しておいた方がよい。	

- その他、全般に対するコメント：

no	団体等	質問・意見	対応
1	JJISA	技術基準を用いる（読む）際にこの表の使い方が分かるようなドキュメントを、別途用意したほうがよいです	【ペンディング】 今後の運用の整備において、作成を検討する。

## 2.2 フォーマットの作成

### 2.2.1 調査内容・方法

#### (1) 調査目的

- 昨年度調査では、一部の企業の社員にあくまでも私案として作成協力いただいた。本調査研究では正式に公開できるサンプルとして、企業に協力をいただきフォーマットの作成を行う。

#### (2) 調査方法

- フォーマットの作成を計5社に依頼し、内1社（富士通コネクテッドテクノロジーズ社）に作成を協力いただいた。
- 作成したサンプルを資料2に示す。

図表 フォーマット作成の概要

対象製品	らくらくスマートフォン
用いた技術基準	JISx8341-2（パーソナルコンピュータ）、JISx8341-4（電子通信機器）
作成の体制	作成にあたっては全6部門の方にご協力をいただいた。 <ul style="list-style-type: none"><li>● プロダクト事業部 プロダクト戦略グループ →製品の機能全般に関する評価項目の検証と回答作成</li><li>● プラットフォーム開発統括部 第二開発部 →製品のハードウェア詳細に関する評価項目の検証とご回答作成</li><li>● ソフトウェア開発統括部 第五開発部 →製品のソフトウェア詳細に関する評価項目の検証とご回答作成</li><li>● デジタルマーケティング企画開発統括部 →ユーザサポートに関する評価項目の検証とご回答作成</li><li>● 知財法務統括部 →上記ご回答の社外公表に向けての文言検証</li><li>● 第一統括営業部/営業支援部 →NRIとの窓口・全体とりまとめ</li></ul>
作成に要した時間	全部門でのべ90～100時間程度の作業量となる見込み
今後継続的にVPATを作成すると仮定した場合の懸念事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● パソコン・電気通信機器の評価項目の読み替えての回答には難しい面があった。スマートフォン向けの評価シートが新設されることが望ましい。</li><li>● ×評価があることにより、ユーザに製品へのマイナスイメージをもたれないか、メカ自己評価であるためユーザから「評価通りでない」といったクレームに繋がる懸念がないかといった懸念点がある。</li></ul>

## 2.2 フォーマットの作成

### 2.2.2 サンプル作成における対応と課題

- サンプル作成にあたって、富士通コネクテッドテクノロジーズ社と複数回打合せを開催し、作成における疑問点を解消しつつ進めた。富士通コネクテッドテクノロジーズ社から出た質問と対応は以下のとおり。

no	質問・意見	対応
1	JISの項目が意図する内容をきちんと把握することが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解釈が難しい項目をヒアリングし、それぞれについてJIS規格の注記や例示を確認のうえ説明を行った。</li> <li>・ 一部項目についてはJIS規格にも本文以上の説明がなく、所管団体に問合せをしたが回答が得られなかった。</li> </ul> <p>【今後に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、普及した際にも、同様にJISの内容を十分に理解ができないとの事案が生じることが想定される。また、JIS規格は有料媒体であるため、注記や例示は購入しなければ確認ができないため、企業側の負担が大きくなる。</li> <li>・ 一方、JISの枝番によっては制定されてから日数が経過しているため、所管団体においても当時の検討委員が不在の場合があると懸念される。</li> </ul>
2	「対応している」となることはほぼ考えられない。大部分の項目には該当しているのに「部分的に対応」とすることにやや抵抗を感じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度においては、技術基準で一つでも該当していない項目がある場合は、「部分的に対応」とすることで依頼を行った。</li> </ul>
3	また、例えばJIS(x)8341-2において、「スピーカが、その他の構成要素（例えば、ノート形パソコンの一部又は表示装置の一部）と統合している場合には、スピーカは、通常の使用状況の利用者の方向に向くように配置していることが望ましい。」(7.2.1)との項目があるが、社内の開発ガイドでは、一直線上に配置すると逆に良くないとし、あえて少しずらして配置してる。このような場合に「×」になってしまう。	<p>【今後に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の技術基準における配慮対象アクセスとのマトリクス表は、JIS所管団体のオーソライズが取れたものではなく、また「●」をつける基準もやや幅広に解釈をしているものがある（曖昧なJIS項目について幅広に解釈等）。</li> <li>・ また、No3のようにJIS上で「望ましい」となっている項目で、かつメーカーが独自の配慮で工夫をした結果JISと若干異なる方法をとる場合に、どのように判断をするかが難しい。</li> </ul>
4	スマートフォンの場合、JIS-2と4をベースに、出来る限り読み替えられるものは読み替えてるが、どうしても難しいものがある。その場合に、「対象外」とできるようにしたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術基準の評価結果の書き方を見直し、「○」「×」だけでなく「対象外」も記載できるようにした。</li> <li>・ またあわせて、備考欄を設け、対象外の場合等にその理由を記載してもらった。</li> </ul> <p>【今後に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行のJISでは項目建てが合致しない製品も多く出てきているため、今後も「対象外」との記述を認めることが望ましい。</li> </ul>

## 2.3 管理運用体制の検討

### 調査の目的

#### (1) 調査目的

- 今後、フォーマットを継続的に運用を行うための作業・費用の検討として、以下の項目案について検討を行う。

#### (2) 調査方法

- 検討にあたっては、①海外事例調査、②地方公共団体へのヒアリング を行う。

実施事項	目的・方法
海外事例調査	<ul style="list-style-type: none"><li>● 既に運用が行われている米国VPATの管理運用体制のデスクトップ調査を行った。これらの調査結果を参考にしつつ、主管課及び有識者と意見交換を行い（第3回意見交換会）、課題の洗い出しを行う。</li></ul>
地方公共団体へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"><li>● 今後日本版VPATが公共調達に適用された際の課題を検討するにあたって、その前段として地方公共団体へのヒアリングを行い、現状の公共調達時の情報アクセシビリティ配慮に係る実態を把握する。</li></ul>

## 米国におけるVPAT運用事例の調査の概要

### (1) 調査方法

- 既に運用が行われている米国VPATの管理運用体制を参考にするため、米国におけるVPAT運用の仕組みについて、デスクトップ調査を実施した。

### (2) 調査項目

- 作成側（企業等）における運用方法
  - ✓ 作成は企業内で完結して行っているのか、アウトソースしているのか
  - ✓ そのほか、VPATの作成に関連するプレーヤー
- 調達側（行政機関等）における運用方法
  - ✓ 調達フローにおけるVPATの取扱い方法
  - ✓ VPATの確認主体
- 情報アクセシビリティに係る資格制度について

## 作成側（企業・団体等）における運用方法

- 米国には、VPAT作成コンサルティングサービスを展開する企業が多く存在する。一例を以下に示す。
- 米国企業は、その企業規模や人的リソース、アクセシビリティへの知見、予算等に基づいて、社内でチームを組成するかアウトソーシングするか判断していると想定される。

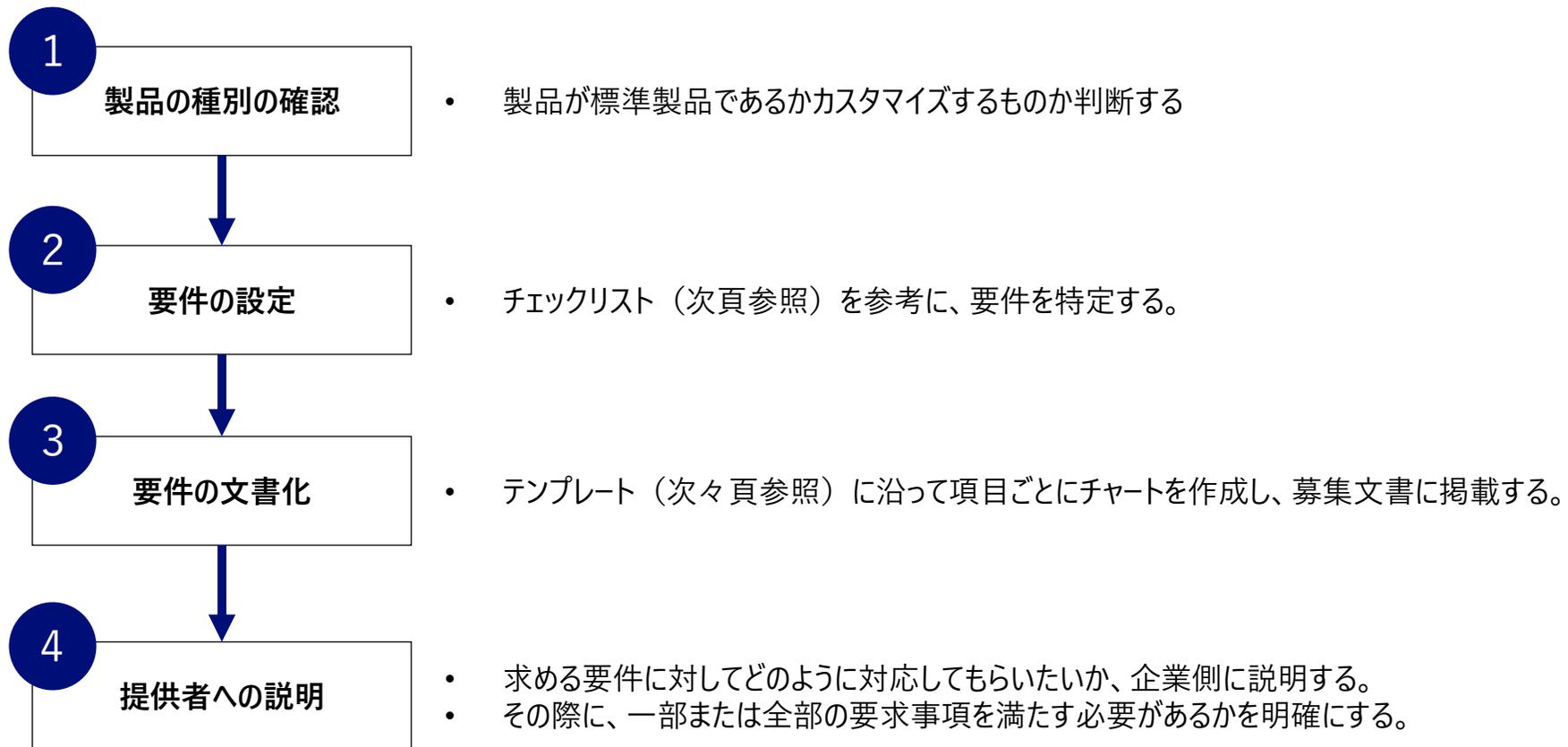
図表 VPAT作成コンサルティングサービスを展開する企業例

出展) 各社ホームページよりNRI作成

no	企業名	主な顧客	会社概要・提供するサービス
1	BarrierBreak Solutions Pvt. Ltd.	ICT companies	<ul style="list-style-type: none"> <li>• インドを拠点としたアクセシビリティに係るコンサルティング会社。</li> <li>• WCAG基準、ADA、Section 508への準拠、VPAT作成、アクセシビリティ調達など、アクセシビリティに関するあらゆるニーズに対応したソリューションを提供。</li> </ul>
2	Microassist	government and private sector	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アクセシビリティ監査やアクセシブルなアプリケーションの開発、VPAT作成支援等、アクセシビリティに関する様々なサービスを提供。</li> <li>• VPATに関しては、ベンダー側が正確かつ客観的に作成する支援と合わせて、政府側が同じ基準に基づいて解釈するための支援を行っている。</li> </ul>
3	WebAIM	governmental agencies, businesses, education institutions, non-profit businesses, and Fortune 100 corporations.	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ユタ州立大学のCenter for Persons with Disabilitiesを拠点とする非営利団体。</li> <li>• アクセシビリティの評価やWCAGへの適合性の証明、アクセシビリティ評価ツールの開発や技術支援を行っている。</li> </ul>
4	Accessibility Partners	IT companies - Citrix, Skillsoft, General Dynamics, Accessible Systems, RespectAbilityUSA	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 508条やWCAG等の様々なアクセシビリティ規格に対する監査やコンサルティングサービスを実施。</li> </ul>
5	Equidox by Onix	ICT industry	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 購入を検討しているICT機器・サービスの監査を行い、企業が提供するテンプレートや508条の基準に対するVPATの妥当性を検証するサービスを提供。</li> </ul>

### 調達側における運用方法

- 米国では、調達時におけるVPATの組み込みについて、米連邦政府一般調達局（General Services Administration）から以下の流れが示されている。



出展）GSAホームページよりNRI作成

[Request Accessibility Information from Vendors & Contractors | Section508.gov](https://www.gsa.gov/section508)

### 調達側における運用方法

- 調達時の要件の設定やVPATの確認にあたっては、機関内で専門のポジションを設定している州政府もあれば、外部にアウトソースをしている場合もある。
- 機関内で専門のポジションを設定している例としてテキサス州の事例を述べる。
  - テキサス州では法律により、すべての州政府機関・高等教育機関に対して、州職員と一般市民が電子情報資源にアクセスできることを義務付けている。
  - これに基づき、州政府機関・高等教育機関では、情報アクセシビリティに係るガバナンス・監督・指導等を行う役職として「EIR※アクセシビリティコーディネーター」を設置している。（※EIR： Electronic and Information Resources）
  - 調達においても、EIRアクセシビリティコーディネーターが最終判断を行っている。

#### EIRアクセシビリティコーディネーターの専門性

- テキサス州の高等教育機関におけるEIRアクセシビリティコーディネーターの選考要件（抜粋）：
  - ✓ コンピュータ技術、または関連分野での高度な学位
  - ✓ アクセシブルなWebデザイン、ユニバーサルデザインの原則、および新しいWeb技術、マルチメディアに関連するアクセシビリティに関する豊富な知識と経験
  - ✓ HTML/XHTML、CSS、JavaScript、PHP、XML、およびその他のWebコンテンツ管理システムの使用経験
  - ✓ アクセシビリティに配慮したソリューションの開発経験

出展）テキサス大学アーリントン校における求人情報より抜粋

<https://www.a11yjobs.com/jobs/23LZp-eir-accessibility-coordinator-the-university-of-texas-at-arlington>

#### 調達フローへの関与例

- 企業等が作成したVPATについて、情報サービス部門が結果を分析し、EIRアクセシビリティコーディネーターが承認・非承認を判断する。承認された場合は調達を進めることができる。
- 非承認となった場合は、調達部署が、例外として認められる理由（戦略的目標がある、安全保障上の問題がある等）と、提供できるサポート内容を併せて説明し、各機関の長が例外要求を承認した場合に調達を進めることができる。

出展）タルトン州立大学ホームページより抜粋

<https://www.tarleton.edu/accessibility/procurement/index.html>

## 調達側における運用方法

- VPATに準じた調達をサポートするコンサルティングサービスを展開している企業例を以下に示す。いずれも、企業に対してVPATの作成コンサルティングサービスを展開する企業と同一である。

図表 調達支援に係るコンサルティングサービスを展開する企業例

no	企業名	会社概要・提供するサービス
1	Microassist	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府側が同じ基準に基づいて解釈するための支援を行っている。</li> </ul> <p>【VPAT評価サービスの具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 必要に応じてベンダーに追加情報の提供を促しながら、VPATの内容の正確性を検証し、レポートを行う。</li> <li>✓ そのためのスキルとして、品質保証 (QA) テストからベンダーが提供するアクセシビリティ監査を確認すること、また PDAA (ポリシー主導によるアクセシビリティ導入) も確認可能である。必要に応じて、ベンダーのカスタムアクセシビリティアンケートを作成し、調達側がアンケートを解釈する手助けも可能である。</li> </ul>
2	Equidox by Onix	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入を検討している製品についてアクセシビリティ監査を行い、企業が提供するテンプレートや508条の基準に対するVPATの妥当性を検証するサービスを提供している。</li> </ul>

出展) 各社ホームページよりNRI作成

## 情報アクセシビリティに係る資格制度について

- 米国では、情報アクセシビリティに係る資格制度が多く設定されている。

図表 IAAP※が提供する資格制度

no	資格名	概要
1	Certified Professional in Accessibility Core Competencies (CPACC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要：</b> IAAPの基礎的な資格。障害／アクセシビリティとユニバーサルデザイン／アクセシビリティ関連の基準、法律、管理戦略に関する広範で分野横断的な概念的知識を問うもの。</li> <li>• <b>受験資格：</b> あらゆる分野で経験を積んだアクセシビリティの専門家や、アクセシビリティに関する認識や能力を必要とする仕事をしている人。</li> </ul>
2	Certified Professional in Accessible Built Environments	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要：</b> アソシエイト、アドバンス、エキスパートレベルのアクセシビリティ専門家として認定するもの。</li> <li>• <b>受験資格：</b> アクセシビリティの専門家、またはユニバーサルデザインの専門家（建築家、エンジニア、都市計画家など）としての経験を有する人。</li> </ul>
3	Web Accessibility Specialist (WAS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要：</b> Webアクセシビリティを検証・評価する能力を問うもの。</li> <li>• <b>受験資格：</b> アクセシブルなウェブベースのコンテンツ、プロジェクト、サービスを設計、開発、実装、評価、または管理する専門家が対象。アクセシブルなWebソリューションに関連する業務の経験（3～5年）や、プログラムのコード、WCAG 2.1基準、支援技術のエンドユーザに対する影響等について実践的な知識を持っている必要がある。</li> </ul>
4	Certified Professional in Web Accessibility (CPWA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要：</b> CPACC（Certified Professional in Accessibility Core Competencies）試験とWAS（Web Accessibility Specialist）試験の両方に合格した人が得られる資格。</li> </ul>
5	Accessible Document Specialist	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要：</b> アクセシブルな電子文書を作成する能力を問うもの。</li> <li>• <b>受験資格：</b> アクセシブルな文書の作成、修正、プロセスに関連する業務経験（1～2年）を有する専門家。</li> </ul>

※IAAP：International Association of Accessibility Professionalsの略。

出展）IAAPホームページよりNRI作成

AdobeやBank of America、hp、Microsoft等の民間企業や障害者団体が構成される非営利団体。

## 2.3 管理運用体制の検討 2.3.1 海外事例調査

# 情報アクセシビリティに係る資格制度について

- また、リハビリテーション法508条の理解を促進するためのオンラインコースが政府機関から提供されている。

図表 政府機関が提供する資格制度

出展) 各機関ホームページよりNRI作成

no	コース名	主な主催者	概要
1	Accessibility Training	Federal Acquisition Institute / Section508.gov (US General Services Administration)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要:</b> 情報アクセシビリティ、および508条の理解を深め、508条の要件に準拠したツールやコンテンツを制作することを目的とする。</li> <li>• <b>対象者:</b> 主に政府関係者を対象。CIO・CAO、全省庁幹部、契約担当者・責任者等。</li> <li>• <b>コース概要:</b> オンラインコースで以下のプログラムを提供。情報アクセシビリティの概要 / 508条の重要性 / 508条の要件 / 効果的な508条の活用方法 / 508条に準拠したICT製品・サービスの調達</li> </ul>
2	Section 508 Best Practices Webinar Series	Chief Information Officers Council (CIOC) / US Access Board / Accessibility Community of Practice (ACOP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要:</b> 連邦政府機関が508条の義務を果たすために必要な知識を確保することに関連する様々な問題を扱う90分間のセッション。</li> <li>• <b>対象者:</b> 誰でも受講可能。</li> <li>• <b>セミナーの内容:</b> ウェブサイト、出版物、ソーシャルメディアサイトなど、連邦政府機関の公共向けコンテンツに適用される基準の要件や、ベストプラクティスの紹介等。</li> </ul>
3	Accessibility Online	ADA National Network / the US Access Board	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要:</b> 理事会のガイドラインや基準など、アクセシビリティに関するコンテンツを取り上げる月例ウェビナー。</li> <li>• <b>対象者:</b> 誰でも受講可能。</li> <li>• <b>セミナーの内容:</b> アクセシビリティ・ガイドラインや508条の紹介等。</li> </ul>

## 情報アクセシビリティに係る資格制度について

- その他、民間企業や大学等が情報アクセシビリティの向上のために提供するオンラインコースも多数ある。

図表 オンラインコース（例）

出展）各社ホームページよりNRI作成

no	コース名	主催団体・企業	概要
1	Assistive Technology Specialist Certificate (Online)	California State University Dominguez Hills	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要：</b> 連邦および州の法律では、学校関係者は、盲人、聾啞者、障害者などの障害者や、その他の特別教育を必要とする人に、アクセシビリティを提供するためのあらゆるサービスを提供する準備をすることが求められている。本プログラムは、これらの義務の理解と、実施するための準備を促すものである。</li> <li>• <b>講座の内容：</b> 支援技術の基礎コース。すべてのコースを受講すると、大学院レベルの教育単位を取得できる。</li> </ul>
2	Web Accessibility Training	C2 Group	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要：</b> 508条やWCAGの基準、ユーザビリティの原則とウェブ体験を作成するためのベストプラクティスを説明するもの。マーケティング担当者やコンテンツマネージャーを対象としている。</li> <li>• <b>講座の内容：</b> 508条やWCAG規格と支援技術に焦点を当てたハンズオンワークショップを開催。またコンテンツ制作者やマーケティング担当者がビジネスリスクを軽減しながらエンゲージメントを向上する手法について紹介等。</li> </ul>
3	Digital Accessibility Certification Program	TxDLA, Inc.	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要・講座の内容：</b> 障害者のアクセシビリティの現状や、解決事例、裁判、判決などの最新の法的措置に関する情報を提供するとともに、ユニバーサルデザインの理解や、デジタルコンテンツをアクセシブルにするための実践的なスキルを習得するためのもの。</li> </ul>
4	Accessibility training	Deque	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>概要：</b> 開発者、デザイナー、コンテンツ制作者向けのコースを提供。</li> <li>• <b>講座の内容：</b> アクセシビリティに関する認識を深め、障害者がどのようにテクノロジーを利用し、アクセシビリティのないテクノロジーによってどのような影響を受けるのかを理解するためのコースや、ウェブアクセシビリティ・UX/UI・アクセシブルな文書作成等について豊富なコンテンツを提供。</li> </ul>

## 第3回意見交換会の開催概要

### ■ 意見交換会の開催

- 「2.3.1フォーマットの作成」「2.3.2海外事例調査」を踏まえ、来年度以降の検討課題を議論するために第3回意見交換会を開催した。
- 参加者は、有識者として東洋大学・山田肇氏、早稲田大学・倉片憲治氏に出席いただいた。（テクノイド協会・五島清国氏は欠席）

項目	コメント
FNCT作成のフォーマットについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JISの枝番1-7において、スマートフォンの位置づけが難しいことは事実である。米国、欧州の技術基準は製品横断的に書かれているので、METIとも調整する必要あるが、VPATに対応した新しいJIS規格が必要かもしれない。作り方は、欧米基準を参照にJIS規格を作れば良いと思う。こうなると多くの懸念は解決すると思う。これらを来年度進めれば良いと思う。（東洋大学・山田） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ JIS定例の改訂時期は来年度、再来年度と見込まれる。スマートフォンへの対応も含めて、VPAT側からMETIに提案をしていきたいと考えている。来年度は、VPATにかかる普及啓発として、講習会、シンポジウム、webアクセシビリティガイドラインの見直しを進める中で、VPATそのもの、及び、運用回りを見直す必要があると考えている。（総務省・村瀬）</li> <li>➢ 当方はMETIの高齢者の国際標準化にも対応しており、国内関係者と密接に関係しているので、応援団としてMETIにも働きかけて行きたい。（東洋大学・山田）</li> </ul> </li> <li>● FCNTのスピーカーへの指摘は気になる。JIS規格を杓子定規に当てはめるとかえって逆効果になる懸念がある。本技術基準が学校のテストのようなものでなく、メーカーが良いことと判断して対応していることを尊重されるように工夫が必要。（早稲田大学・倉片）</li> <li>● JIS規格は作成されて10年以上立つ。思いを持って作成されたものだが、当時の技術としては適切だったが、細かすぎる基準もあると思う。JISは5年毎に更新するものだが、スピーカーの記述がおかしいとなっても細かく取り上げられない可能性が高いので、ここで更新するよりも、VPAT対応の数ページ程度のJIS規格を作った方が良い。（東洋大学・山田）</li> </ul>
米国調査、今後の運用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国調査結果について報告書として公開してもらえると、世の中の機運を高めるために有効と思う。調査しなかったこととしては、こういう評価、調達チェックにおいて、障害者を雇用されていると聞いたことあるが、それが事実ならば、障害者雇用の可能性として示せると思う。もし出来るならば、この点も確認できると良い。（東洋大学・山田）</li> <li>● 訴訟リスクに対してどの程度対応しているのか。例えば、企業がVPAT作成で間違ってしまった場合は、どのように対応しているのか、例えば、法務部門がチェックしているのか。現在の日本版VPATの表現で企業が解釈して作成した結果が訴訟に繋がってしまう点のリスクを感じた。（早稲田大学・倉片） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 今後の検討課題として整理して貰えば良い。米国では、一番訴訟リスクをおっているのは、調達を責任を持っている調達担当官。その調達担当官の裁判での最初の抗弁は、VPATを書いたメーカーの責任を問うこととなる。すなわち、一番のリスクは調達側、二番目は企業。日本の場合も政府調達となると、今後の課題となる。（東洋大学・山田）</li> </ul> </li> </ul>
今後について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 読み上げ対応になっているかを確認した上で資料を作成することが望ましい。（東洋大学・山田）</li> </ul>

## 地方公共団体ヒアリングの概要

### (1) 調査目的

- ソフトウェア製品のうちウェブアプリケーションを公共調達する際の留意事項や、公共調達時における情報アクセシビリティへの配慮の実態を把握する。

### (2) 調査方法

- 発注者（地方公共団体）に対してヒアリングを行う。
- 公共調達においては、発注者（調達側）がアクセシビリティ基準を要求事項として設定、調達を行うため、フォーマットの作成・公表も発注者が実施すべき事項である。そのため本調査研究におけるニーズ調査としては発注者へのヒアリングにとどめるものとする。

図表 ヒアリング対象

ヒアリング対象	
地方自治体	茨城県笠間市（情報政策部門）
	宮崎県都城市（企画部門）

※いずれも、一職員の意見として受領したものである。

図表 ヒアリング項目

- 現状、多くの市民が利用するICT機器調達（市中製品）としてどのようなものがあるか。
- 調達仕様では、どのようなものが典型的に記されているか。また調達方式はどのようになっているか。
- 今後、デジタル庁の誕生も背景に「誰一人取り残さない」が強まり、この調達に、VPATを提示しているメーカー、ベンダー等からの調達を重視する時代となった場合、VPATを踏まえた調達方式として、どのようなものが取り得るか。
- 上記方式の実現に向けて、これから対応すべき課題は何が想定されるか。

## 地方公共団体ヒアリング結果

- ヒアリング結果を以下に示す。

### (1) 茨城県笠間市

項目	ヒアリング結果
多くの市民が利用するICT機器調達の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5年に一度、コピー機やプリンターを調達している。また、公共施設予約など汎用アプリを市中製品から調達している。</li> <li>• 汎用的なソフトウェア製品でいえば、電子申請、公共施設予約、図書館予約・蔵書検索、電子入札が調達対象製品である。</li> <li>• コンビニ交付の機材調達が、これから全国で始まる。タイミングは良いのではないか。</li> </ul>
調達仕様、項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コピー機は操作面が上部にあると困るので、車いすの方が利用しやすく要件として上面以外に操作できることなど要件が設定されていると思う。</li> <li>• 意外と外国人が多いので、マルチ言語対応など要件は必要。</li> </ul>
VPATを踏まえた調達方式としてとり得る形	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>省エネ基準、リサイクル基準など明確になっているものは徹底して対応してきた。</b>国から始まって、県に入り、次に市町村という流れで浸透させるのも一案。</li> <li>• 日本版VPATがどこまで周知されるか次第だと思う。まずは大きな市から入れれば他も徹底されるだろう。</li> <li>• プライバシーマークなどのように普及していけば良いだろう。</li> </ul>
上記方式の実現に向けて、これから対応すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 機器調達は最低価格方式なので、自治体にとっては、<b>日本版VPATの記載内容を見て仕様書を作成するのが現実的ではないか。</b></li> </ul>

## 地方公共団体ヒアリング結果

### (2) 宮崎県都城市

項目	ヒアリング結果
多くの市民が利用するICT機器調達の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市中から調達するものとしては、コピー機やコンビニ交付のキヨスク端末。</li> <li>マイナポータル端末などの国から配布されているものは5年たつので、その後マイナポータル端末がどうなるのか。現在のマイナポータル端末はアクセシビリティに全く配慮されておらず、機能面も使いにくい。マイナポータル端末は国で再調達されないと思うので、自治体で調達しないとけないとなると市民向けの端末が調達する必要がある（30年から5年間）。</li> </ul>
調達仕様、項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能面の項目が基本になっているので、アクセシビリティについてはあまり強くうたっていないし普通のコピー機であればクリアできるようなものになっている。</li> <li>意識が至っていないにつくる。また市民からの要望もそこまで多くないし、端末は庁内にあるので何かあれば職員が対応できる。</li> <li>一度調達すると5～7年の長期スパンになる。その間に世の中に変化はあっても、仕様書そのまま使っているケースが多い。最新の機能を検討していない。</li> <li>また、価格があがる場合はその説明も内部で必要になるので、現場のネガティブな視点はあろう。</li> </ul>
VPATを踏まえた調達方式としてとり得る形	<ul style="list-style-type: none"> <li>VPATの仕組みはいれないといけない時代になってきているが、<b>濃淡が自治体によって異なるとなかなか民間に対して浸透させるのは難しいのではない</b>。</li> <li>この機械の場合、この項目に必ず準拠していないといけないというものが示されると、自治体として取り組みやすい。</li> </ul>
上記方式の実現に向けて、これから対応すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーカーから直接仕入れというよりは、地元企業からの仕入れになる。また、場合によっては中国製のものが入ってきたりする。その際に中間事業者（地元企業）の役割はどのようになるのか。</li> <li>この製品はVPATを基準に購入、この製品はVPATに該当するものが無かった等となると、現場職員の作業が輻輳する可能性もある。</li> <li>現在の調達価格より上がることが想定されるため、アクセシビリティに配慮している製品と配慮していない製品の機能面の差が大きいものに適用してもらえると、内部での説明がつきやすい。</li> <li><b>同じ機能なのにばらつきがあった場合に自治体側に監督責任が出てくるとなるのであれば不安である。判断基準がぶれないようにする仕組みもあったほうがいい。</b></li> <li>自治体としては前提条件にしてもらったほうが、取り組みやすい。総合評価になると事務的にはややこしくなる。<b>前提条件にしてもらったほうが単純評価としては負担が少ない。</b></li> </ul>

## 2.4 ソフトウェアに係るニーズ調査

### 調査概要

#### (1) 調査目的

- 昨年度調査では、市中に広く流通するソフトウェア製品に係るフォーマット作成及び公表についての企業のニーズ調査を十分に実施できていない。しかし、利用者に対して、製品が提供しているアクセシビリティの基準を示したり、利用者が自分が欲しいアクセシビリティ機能が提供されているかを知る（その製品で何ができるかを知る）等の観点では、ハードウェア製品と同様にニーズがあるものと想定される。

#### (2) 調査方法

- 市中に広く流通するソフトウェア製品を対象に、情報アクセシビリティの適合基準に関する自己評価について、主な企業にニーズ調査を行うことで、今後のソフトウェア分野への展開可能性の検討を行った。
- 以下にヒアリング項目とヒアリング対象を示す。

図表 ヒアリング対象

ヒアリング対象	製品
日本マイクロソフト株式会社	文書作成ツール、オンライン会議システム
ヤフー株式会社	検索サイト、乗り換え案内
ソニー株式会社	テレビのクラウドメニュー
サイボウズ株式会社	業務管理・コミュニケーションツール（Kintone）
Freee株式会社	会計ソフト

※いずれも、一アクセシビリティ担当者の意見として受領したものである。

図表 ヒアリング項目

- 情報アクセシビリティに対する取り組み
  - 製品開発および販売時においてどのような取り組みを実施しているか（社内ガイドラインの作成、HPでの公開等）
  - 取り組むにあたって参考としている情報はなにか（JIS規格、社内ガイドライン等）
  - 取り組むにあたって工夫・苦労している事項はあるか
- ニーズ
  - 製品のアクセシビリティを整理し、障害者・高齢者に配慮していると公表をすることへのニーズはあるか

## 2.4 ソフトウェアに係るニーズ調査

### 企業ヒアリング結果

- ヒアリング結果を以下に示す。

#### (1) 日本マイクロソフト株式会社 ※米国のマイクロソフト本社のアクセシビリティ担当にヒアリングを実施

項目	ヒアリング結果
自社のアクセシビリティへの取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アクセシビリティは製品サービスを開発するライフサイクルに組み込まれている（エンジニアリングプロセスの一環になっている）。</li> <li>• また、レポート（VPATに類するもの）の作成は開発と並行して実施している。</li> <li>• ユーザビリティテストにおいては、障害をもつ人に一般的なタスクを試してもらい、そこでのフィードバック内容を製品開発に取り込んでいる。</li> </ul>
情報アクセシビリティに力を入れて取り組んでいる理由、きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Microsoftでは過去25年にわたり情報アクセシビリティについて取り組んでいる。</li> <li>• 当初は、障害者の方がMicrosoft製品に対して困っているという声に対して小さいチームが組成され、そこで検討するなかでビジネスケースを理解するようになった。</li> <li>• 障害のある人だけではなく、高齢者や一時的に力体が不自由な人にも役立つとCEOも理解しているし、組織としても各ビジネスグループに情報アクセシビリティの担当者がある。</li> <li>• また、法律があることで、その重要性がプッシュされている。</li> </ul>
情報アクセシビリティへの取り組みにあたって、工夫、苦勞している事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全社のアクセシビリティチームが多くのエンジニア向けのガイダンスやビデオ、トレーニングを提供している。</li> <li>• またエンジニアは、アメリカ政府が提供するTrusted Testerの認証を受けるためのプログラムに参加している。</li> <li>• エンジニアから規格内容について問合せを受ける機会を全社で設けている。</li> </ul>
情報アクセシビリティの取り組みを外部に公開することへのニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消費者にはWebサイトで必要な情報（こういった特徴を使える等）を多く情報を提供している。</li> <li>• 消費者からはアクセシビリティ機能の使い方を提供してほしいという声を多く受ける。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 508条やEN301549は、政府に責任があり、民間企業に対して法的な義務を課しているわけではない。そのため、政府が業界に対してレポートをだすように言ったわけではなく、業界から、プロダクトやサービスを理解する助けになるように<b>業界が主導してこのレポートを作成した。業界が自発的にレポートを作成しているので訴訟リスクはない。</b></li> <li>• マイクロソフトが作成するレポートはグローバルに使われている（オーストラリア、メキシコ、カナダでも民間企業・政府等が利用）。</li> <li>• マイクロソフトでは600以上の個々の製品についてレポートを作成しているため、<b>国によってレポートが変わると大変な労力となる。</b></li> <li>• 政府がアクセシビリティを調達政策に取り込むことで、インセンティブにもなるし、技術が生まれれば社会全体にとってもプラスになる。</li> </ul>

## 2.4 ソフトウェアに係るニーズ調査

### 企業ヒアリング結果

#### (2) ヤフー株式会社

項目	ヒアリング結果
自社のアクセシビリティへの取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIS X8341-3:2016に則ったウェブアクセシビリティ方針を公開。一部のサイトは試験を実施・公開。</li> <li>社内のUIガイドラインでJIS X 8341-3:2016のレベルAに対応するよう推奨(必須ではない)しているが、大部分のサービスはJISに完全には配慮していない。色・文字サイズなど一部の項目に配慮している場合が多い。</li> <li><b>JIS X 8341-3:2016(WCAG2.0)がウェブページかつページ単位の状態を想定しているため、ウェブサービスに馴染まない。</b>(例：動的な変化がある、ページ概念がない、など)。またWCAG2.0はスマホをほぼ考慮していない。</li> <li>ガイドラインへの対応・配慮とは別に、障害当事者に協力してもらったユーザビリティテストを不定期に実施</li> </ul>
情報アクセシビリティに力を入れて取り組んでいる理由、きっかけ	—
情報アクセシビリティへの取り組みにあたって、工夫、苦労している事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当者が数年ごとに変わるため、対応の度合いが属人的だったり一定以上に引き上がらない印象がある。また、<b>情報アクセシビリティ(Webアクセシビリティ)は専門度が高いので、サービスかつアクセシビリティを分かっていないと評価が難しい。</b></li> <li>ウェブサイトの運用未経験者が知識を得たり学習するための書籍や場所がない。</li> <li><b>アクセシビリティを向上するとしてもユーザーの絶対数が多くない。</b>Webポータルサイトの場合、高齢者の利用者数もそれほど多くないため、主要サービスについてはリリースしたものをチェックしているが、それが全て取り組まれているものではない。公共性の高いものは対応している場合もある。</li> </ul>
情報アクセシビリティの取り組みを外部に公開することへのニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤフーは公的機関に納品するサービスやアプリは少ないため、現時点ではVPATへ対応するモチベーションは低い。</li> <li><b>アクセシビリティ対応の作業と、サービスの運用や機能開発のための作業はバーターになるため、アピール以上のメリットや必然性が合ったほうが話が進みやすい。</b>(例えば障害者差別解消法などの法律の強制度が上がる方がアクセシビリティへの配慮や対応が進む。)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の公的機関のウェブサイトにおけるアクセシビリティのガイドラインは下記のような構造になっている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ みんなの公共サイト運用ガイドライン &gt; JIS X 8341-3:2016 &gt; WCAG2.0</li> <li>▶ みんなの公共サイト運用ガイドラインで全体指針を、JISで試験方法や検証内容の公開方法を補っているが、ガイドラインの本体はWCAGになっている</li> </ul> </li> <li><b>みんなの公共サイト運用ガイドラインとJISは規格の性質上更新頻度が低いため、WCAGの更新速度やユーザーの利用環境と乖離しつつある。それらがVPATで代替されるのであればよいと考える</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対応・検証プロセスが抽象化され、特定の技術やプロセスに依存しなくてよくなることを期待される。また、WCAGの更新をキャッチアップできたり、英語圏のノウハウや検証ツール・あるいは新しいツールを活用できる。</li> <li>▶ 一方、WCAGの抽象度も高いので、ウェブサイトやウェブアプリケーションの検証作業に落とし込むための作業は必要であると考え</li> </ul> </li> <li>▶ 企業にとってのメリットをクリアしたうえで、様式をつくれる人材がいるのか、となる。</li> </ul>

## 2.4 ソフトウェアに係るニーズ調査

# 企業ヒアリング結果

### (3) ソニー株式会社 【BRAVIA】

項目	ヒアリング結果
自社のアクセシビリティへの取り組み内容	<p>【社内ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 米国規制は適用がややこしいので、どういう場合に規制に対応するのか、その対応方法を定めて社内ガイドラインを発行している。また、ホームページ上でアクセシビリティ機能を公開することが求められていること自体も社内ガイドラインに記している。</li><li>• 規制への対応だけでなく、JIS規格への対応など更なる設計上の知識が必要となり、基本的設計規格は、JIS規格に準拠した社内ガイドラインが存在している。</li><li>• 当社のガイドラインは、あくまでも設計配慮をガイドライン化したもの。そもそも、<b>JIS規格が、アクセシビリティが必要な人に対する配慮を示したものであり、規制対応ガイドラインとは別物。強制力はない。</b></li></ul> <p>【クラウドメニューにおける取り組み内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• BRAVIAのクラウドメニューにおいては、Android OSを載せており、最低限AAに対応するようにしている。</li><li>• 障害者の意見は、米国ではFTとあって、障害者に使って貰ってフィードバックを貰うとか、家庭を訪問して他社製品であっても意見を聞きながら問題把握をし、それらを改善に反映するようにしている。</li></ul>
情報アクセシビリティに力を入れて取り組んでいる理由、きっかけ	<ul style="list-style-type: none"><li>• 米国VPATの後、CVAA（The Twenty-First Century Communications and Video Accessibility Act）が2010年に成立。FCCより2012年より施行されてきた。字幕表示はアナログテレビ時代から必要とされていたが、デジタルテレビでも必要となった。</li><li>• またインターネット経由のストリーミングサービスでも字幕を付けなければならなくなった。テレビ以外のストリーミング系アプリは全対象となり、UIをアクセシブルにしなければならないなどテレビ以外にも幅広く適用されることとなり、社内ガイドラインを作成した。</li></ul>
情報アクセシビリティへの取り組みにあたって、工夫、苦労している事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>アクセシビリティ機能は、サービスやユーザビリティ向上、フィーチャと捉えている。</b> かつちりとアクセシビリティの観点から評価する仕組みはない。ただし、新機能を出す場合は、障害者の方に使って貰うようなプロセスは持っている。</li><li>• アクセシビリティは、規制対応の場合は、そこから逃れられないので実装する。しかし、規制対応が必ずしも使いやすいことに繋がるとは限らないケースもあった。</li><li>• <b>社員向け研修も浸透しており、アクセシビリティ対応がコストがかかるという意識から、メリットがあるという認識が高まりつつある。</b></li><li>• 私見だが、文化が根付くと、自然とアクセシビリティから大丈夫なのかと気づくようになることが理想だと思っている。</li></ul>
情報アクセシビリティの取り組みを外部に公開することへのニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>• CSRのページにて、全ソニー製品について、ある程度具体的に、機能を示している。同ページにおけるテレビに関する説明は、字幕や音声機能などごく一部であるが、テレビ製品ページ側では、障害者対応機能について詳細に説明している。使い方説明でも、文字だけでなく絵でも説明している。</li><li>• サポートのトップページではバナーを置いて分かりやすくなるようにしている。商品サイトの各製品ページでもバナーを張って、障害者にとってのテレビにどんな機能があるかを分かりやすくなるように留意している。</li></ul>

## 2.4 ソフトウェアに係るニーズ調査

# 企業ヒアリング結果

### (4) サイボウズ株式会社 【Kintone】

項目	ヒアリング結果
自社のアクセシビリティへの取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"><li>主にプログラマーを対象としたアクセシビリティガイドラインを運用している。</li><li>ガイドラインはWCAG2.1やW3Cが提示している技術文書（WAI-ARIA Authoring practiceなど）をもとに作成している。</li><li>また、現在、すべての職能で共通して使えるアクセシビリティガイドラインも作成中。こちらはWCAG2.1をベースに作成している。</li></ul>
情報アクセシビリティに力を入れて取り組んでいる理由、きっかけ	<ul style="list-style-type: none"><li>1つは、<b>ミッションとの関連づけを明確に行なっている</b>点にある。弊社では、アクセシビリティを単に製品へのアクセスを担保するもの・障害者への特別な対応とはとらえず、弊社のミッションである「チームワークあふれる社会を創る」というミッションに照らして、誰もが「チームにアクセスできる能力」を得られる活動と捉えている。したがって、弊社にとってアクセシビリティの改善はミッションの達成に不可欠であり、ミッションとは別に、弊社が社会的貢献を達成するための活動ではない。</li><li>もう1つは、<b>アクセシビリティは、個別のプロセスでなく、開発プロセス全般にわたっている</b>こと。過去、弊社でも、アクセシビリティを最後のチェックの工程にまわして活動していたことがあるが、これではチェックコストも高く、実質的に修正できないことも数多くあった。<b>プロセス全般にわたってレビューを行なったり、開発チームと一緒に活動に取り組むことで、コストを抑えることができている</b>と思う。</li></ul>
情報アクセシビリティへの取り組みにあたって、工夫、苦労している事項	<ul style="list-style-type: none"><li>弊社では、アクセシビリティポータルサイトを作成しており、こちらに製品のアクセシビリティ情報を掲載している。</li><li>一方でアクセシビリティ対応状況の社外的な示し方については問題を感じている。<b>JIS-X:8341-3は、ユースケースベースではなく、ページ全体にわたって評価が行われ、また1つでも不適合な場所があれば、「準拠」を表明することができない</b>ので、実際には手順を踏めばスクリーンリーダーで使えるのにも関わらず、それを十分に伝えられないということが<b>大きな問題と感じている</b>。</li></ul>
情報アクセシビリティの取り組みを外部に公開することへのニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li>視覚障害者の方などにヒアリングすると、不完全な方法でも構わないので、製品をどこまで使えるのか社外に公開してほしいという声はしばしば伺うため、ニーズはあると感じている。</li><li>とはいえ、日本国内全体として、アクセシビリティ対応状況を公開していく機運はまだまだ低いので、政府・公共機関のIT機器調達要件にVPATの提出を求めるなど、<b>法的拘束力を強化して、各企業のアクセシビリティの取り組みの推進と、結果の公開への法的な後押しを強化することが重要</b>だと思う。</li></ul>

## 2.4 ソフトウェアに係るニーズ調査

### 企業ヒアリング結果

#### (5) Freee株式会社

項目	ヒアリング結果
自社のアクセシビリティへの取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下のものを使用してアクセシビリティに取り組んでいる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ デザイン原則（アクセシビリティを品質の前提として取り組むべく原則を定めたもの）</li> <li>➢ 社内向けガイドライン（WCAG2.1をベースに、制作現場に伝わる表現・項目に変更、社内優先度を付け直したもの）</li> <li>➢ チェックリスト（上記ガイドラインを元に、制作対象・制作フェーズごとに内容をフィルタできるもの）</li> <li>➢ デザインコンポーネント（利用することで一定レベルまでアクセシビリティを担保できるよう実装されたもの）</li> </ul> </li> </ul>
情報アクセシビリティに力を入れて取り組んでいる理由、きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「スモールビジネスを、世界の主演に。」という<b>ミッションとの整合</b>（多様化を是として推し進めるものと解釈できる）</li> <li>• 「マジ価値（ユーザーにとって本質的に価値のあるもの）を届けきる」というユーザーファーストなカルチャー</li> <li>• 上記を元にした、<b>速度と品質の両立を目指すために権限移譲された体制</b>（PM、デザイナー、エンジニア、QAのそれぞれがお互いの品質ラインを尊重する）</li> </ul>
情報アクセシビリティへの取り組みにあたって、工夫、苦労している事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 改善サイクルに入るまでに時間がかかること（対象者に解説とデモを行い、手を動かしてみる、対応を形式化する、PJ内で実施を合意していく、というプロセスを経る必要があるため）</li> <li>• ユーザーフィードバックの可視化に手間がかかること（アクセシブルでないと声を上げるユーザーは少数であり、こちらから能動的に働きかける必要があるため）</li> <li>• 正解がわかりにくいこと（ガイドラインやチェック結果の解釈が正しいかを有識者によって補正していく必要がある）</li> </ul>
情報アクセシビリティの取り組みを外部に公開することへのニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下理由によりニーズは高い。webサービスに関わる方針を打ち出せるVPATはプロダクトにおけるアクセシビリティの推進を後押しする存在だと考える。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>JISにおけるアクセシビリティ方針はwebサイトを前提としており、アプリケーションや体制の表現としては使いにくい</b>ため</li> <li>➢ アプリ開発においては「重要箇所 × 障害特性」に応じた部分的な改善を積み上げることになりやすく、<b>JISのシングルA準拠などの表現は使いにくい</b>ため（一部準拠が続いてしまう）</li> <li>➢ webサイトデザインの文脈ではJISは一定知られているが、Webサービス開発の文脈ではそこまで浸透していない。サービスを前提にしたアクセシビリティの宣言が形式化されることが業界に対する認知機会になる</li> </ul> </li> </ul>

## 2.5 周知啓発の推進 シンポジウムの開催について

### (1) 目的

- 日本版VPATに係る周知啓発、及び情報アクセシビリティへの取り組みに向けた機運向上のため、シンポジウムを開催する。

### (2) 開催概要

- 実施日：2021年3月22日（月）11時～12時
- 対象：調査ご協力団体及び企業、アクセシビリティに関心のある企業
- 開催方法：オンライン（Zoomウェビナー）
- 募集方法：NRIホームページでの公募、ご協力団体・企業への個別声かけ  
また山田先生からICPFメーリングリストへの展開をいただいた

図表 当日プログラム

時間	内容	発表者
11:00	開会	
11:00～11:10	開会のあいさつ、簡単な事業説明等 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総務省の情報アクセシビリティに関する政策動向</li> <li>● 本事業の意義・今後の普及展開策について</li> </ul>	総務省
11:10～11:30	基調講演 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業における情報アクセシビリティの取り組みの重要性について</li> </ul>	山田肇氏
11:30～11:40	日本版VPATの説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>● フォーマットの具体的な内容の説明</li> </ul>	NRI
11:40～11:50	講演 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体の簡単な御説明</li> <li>● 情報アクセシビリティ向上と日本版VPATへの期待</li> </ul>	日視連・三宅部長
11:50～12:00	質疑応答	—
12:00	閉会の挨拶	総務省

図表 NRIホームページでの公募

図表 NRIホームページでの公募

「情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）の普及展開事業」シンポジウムの開催

■ 実施目的・概要

総務省では、ICTを利活用し、高齢、性別、障害の有無、国籍等に問わず、誰もが平等な価値観やライフスタイルを持つことが人生を享受できるデジタル社会の実現に向けて様々な施策を実施しております。

その一環として、ICT機器・サービスの開発・サービス提供にアクセシビリティ確保を促進することを目的とした「情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）の普及展開事業」があり、令和3年度から2年度にかけて体系的な取り組みを行います。

本シンポジウムは、情報アクセシビリティの重要性や検討の進展を、広く共有することを目的として開催するものです。

■ 開催日時・場所

日時 令和3年3月22日（月）11:00～12:00（10:30開場）

会場 Zoom Webinarによるオンライン開催

定員 100名（先着順・参加無料）

申込方法 2021年3月19日（金）までに下記に電子メールでご申し込みください。その際、メールアドレスに「企業・団体名」「氏名」「ご連絡先（メールアドレス）」のご記載をお願いします。

※ 参加費用等は参加申し込み後に別途ご案内させていただきます。

申込先 vpat.2021@nri.co.jp

主催 総務省 情報流通行政局 情報流通政策課 情報活用支援室

運営 株式会社 野村総合研究所

■ プログラム（予定）

11:00 開会

11:00～11:10 開会のあいさつ、事業説明  
総務省 情報流通行政局 情報流通政策課 情報活用支援室

11:10～11:30 基調講演  
東洋大学名誉教授 山田 肇

11:30～11:40 日本版VPAT（通称）の現状状況について  
株式会社野村総合研究所

11:40～11:50 講演  
社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 情報部 部長 三宅 隆

11:50～12:00 質疑応答

12:00 閉会

## 2.6 今後の検討課題の整理

# 来年度以降の主な検討課題

- 来年度以降の主な検討課題を以下に整理する。

### 1. 公共調達への適用

- 背景
  - ・ 情報アクセシビリティの確保に向けた取組を促進するためには、公共調達において日本版VPATの活用等に関する要件や参照項目等を追加することで、公的に提供されるICT機器・サービスにおけるアクセシビリティを確保・向上することができ、情報アクセシビリティに配慮したICT機器・サービスの普及を促進することが期待される。
- 本調査研究における意見等を踏まえた今後の対応方針
  - ・ 地方公共団体へのヒアリングにおいて、調達フローにおける日本版VPATの使い方や評価方法、対象製品等を具体的に教えてもらえると運用しやすいとの意見があった。
  - ・ また、日本版VPATの質を一定程度統一をするためにも、調達側・作成側双方の情報アクセシビリティに係る知識を深めることが重要となる。米国における運用実態の調査では、調達側・作成側双方に対して、情報アクセシビリティに係る知識を深めるための取り組み（研修の提供等）が行われていることが分かった。
  - ・ 引き続き、公共調達における日本版VPATの活用に向けて、国、地方公共団体等に対して働きかけを行うとともに、公共調達への適用に向けた調達側・作成側双方の環境整備や意識醸成に向けた活動を行うことが望まれる。

### 2. 日本版VPATの見直し

#### ① 対象とする障害種別

- 背景
  - ・ 令和3年3月時点では主に身体障害を対象にしている。なお、これらは米国のリハビリテーション法第508条やEU基準（EN 301 549）を踏まえ、国際協調の観点から、これらが対象とする障害種別と整合をとったものである。
- 本調査研究における意見等を踏まえた今後の対応方針
  - ・ 今年度は、認知能力を含む知的・精神障害や重複障害については対象外としたが、日本版VPATの普及状況を踏まえつつ、順次範囲の拡張を検討することが望まれる。

## 2.6 今後の検討課題の整理

# 来年度以降の検討課題

### 2. 日本版VPATの見直し（続き）

#### ② 技術基準（JISx8341シリーズ）

##### ● 背景

- 令和3年度3月時点ではJISx8341シリーズを技術基準として用いているが、近年の著しい技術開発の進展に伴いJISx8341シリーズではカバーできない製品群や技術がうまれてきている。

##### ● 本調査研究における意見等を踏まえた今後の対応方針

- 今年度、実際にスマートフォンについてサンプルを作成いただいたが位置づけが難しかった。米国、欧州の技術基準は製品横断的に書かれているため、新しいJIS規格の作成も含めた検討が求められることが想定される。
- また、JISx8341シリーズの改訂が欧米規格の更新に間に合っていないこと、JIS規格は作成されて10年以上経過しており技術水準が当時から進歩している。
- これらのことから、JISx8341シリーズの改訂が望まれる。またその際は順次日本版VPATも改訂の検討を行う必要がある。

#### ③ 評価方法

##### ● 背景

- 令和3年3月時点では、評価方法として米国VPATに則った形式（4分類で評価）とした。

##### ● 本調査研究における意見等を踏まえた今後の対応方針

- 作成側からは、技術基準で一つでも該当していない項目がある場合に「部分的に対応」とすることで、利用者にマイナスのイメージを持たれることを懸念する意見があった。
- 日本版VPATの運用を検討するなかで、企業における評価のしやすさと、利用者における活用のしやすさの両面で改善すべき点がないか、引き続き検討を行う必要がある。

#### ④ 公開

##### ● 背景

- 日本版VPATは、現時点では総務省ホームページ・関連サイトでの公開としている。

##### ● 本調査研究における意見等を踏まえた今後の対応方針

- 公開にあたっては、日本版VPATのフォーマット自体や公開資料の情報アクセシビリティに配慮する必要がある。
- また、障害者・支援者等の方々が利用しやすい形式での公開についても検討を行うことが望まれる。

## 第3章 意見交換会の運営

---

## 第3章 意見交換会の運営

### 3.1 開催に伴う事務

#### (1) 意見交換会の開催

- 意見交換会を全3回開催し、その事務局運営を行った。意見交換会の参加団体・有識者を以下に示す。
- なお、第1回は情報保障として手話通訳・要約筆記を導入した。

#### (2) 主な協議内容

- 各検討会における主な協議内容を以下に示す。

	日時	場所	主な協議内容
第1回意見交換会	2020年11月4日 13:00~15:00	TKP東京駅大手町カンファレンスセンター カンファレンスルーム22A、 オンライン会議 (Zoom)	● 日本版VPATのフォーマットについて意見交換を実施。
第2回意見交換会	2020年12月25日 13:00~14:40	TKP東京駅大手町カンファレンスセンター カンファレンスルーム22A、 オンライン会議 (Zoom)	● 日本版VPATのフォーマットについて意見交換を実施
第3回意見交換会	2021年3月24日 9:30~10:30	オンライン会議 (Zoom)	● 次年度の検討事項について意見交換を実施。

### 3.2 謝金・旅費の支払い

- 仕様書で定められた総務省規程に従い、謝金の支払いを行った（辞退者除く）。

会議に出席した有識者及び事業者団体等に対して、必要に応じて謝金及び往復旅費を支払うこと。支払いにあたっては、国が定める謝金支出基準及び旅費法等に準じて主管課と別途協議の上行うこととする。謝金の支払いの際は法令に基づき源泉徴収を適正に行い、対象者の在勤地内（中央合同庁舎2号館から半径8km以内に勤務地が所在する）場合は、往復旅費を支払わないこととする。

出所）本業務仕様書

The text is framed by two decorative swooshes. The top swoosh is a gradient bar transitioning from blue on the left to red on the right. The bottom swoosh is a solid blue bar.

***Share the Next Values!***